

【初冬の帯舞橋】

ぎょうせいしよし ほっかいどう

行政書士北海道

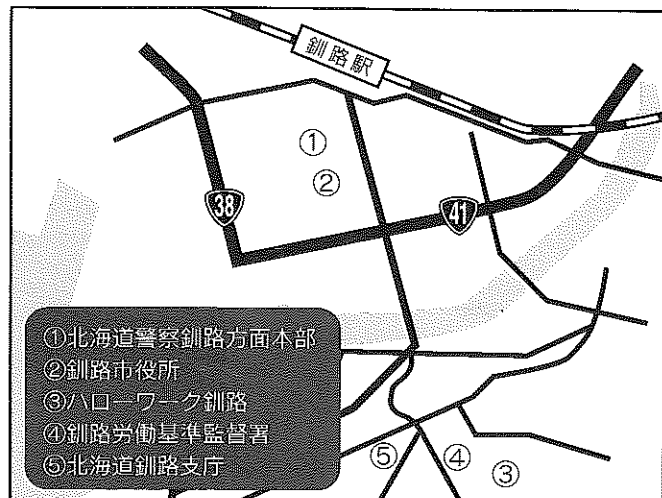
2002年11月

No.253

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>
メールアドレス = gyosei@mr.d.biglobe.ne.jp



map



- ①北海道警察釧路方面本部
- ②釧路市役所
- ③ハローワーク釧路
- ④釧路労働基準監督署
- ⑤北海道釧路支庁

1

釧路支部におじゃましました

☺: はじめまして。支部長には何度かお会いする機会はありませんでしたが、ゆっくりお話するのは今回が初めてですね。よろしくお願いたします。

宗岡 (以下敬称略): よろしくお願いたします。

佐藤: 本会の理事をしています。佐藤です。よろしくお願いたします。

☺: まずは釧路支部を構成している市町村を教えてくださいませんか?

宗岡: 釧路支部は釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、弟子屈町、標茶町、阿寒町、白糠町、音別町、鶴居村の1市8町1村で構成されています。

会員は現在47名。釧路市が39名です。浜中町と白糠町に各2名。釧路町、厚岸町、阿寒町、標茶町に各1名です。

退会者と入会者とだいたい同じくらいで落ち着いていますので47~48名で推移しています。以前は、70名以上はいたのですが、最近が増えることはないですね。

今年もまた入会をしてもらうことを積極的に働きかけていますが、おおよそ税理士さんの関係が多いですね。行政書士専業と言うのはむずかしい。なぜなら、それだけではやはり定期的に収入を得ることが最初は厳しいからです。

佐藤: それでも昨年の合格者で今年2名入会してもらいました。今井さんと長沢さんという方です。

☺: 男性の方ですか?

宗岡: 2人とも男性です。釧路支部には以前1名女性会員はい

特集! 釧路

釧路支部へ取材に行ってきました。取材に行った日、釧路はなんと20℃近くまで上がり、とても暖かかったです。

釧路支部の支部長である宗岡先生の事務所へお邪魔して、本会理事をなさっている佐藤先生とお二人で取材に応じてくださいました。淡々とお話される先生たちから15年前の何もなかった姿を想像することは難しいのですが、その仕事にかける熱い想いに感動しました。

見るものも食べるものも豊富なこの地域は2日や3日しかいることができないのは本当に勿体無いことです。

この地域の良さを堪能するのであれば一週間くらいはゆっくりに周ってみたいものだと思います。

摩周湖のカムイシロ島のカムイシロとはアイヌ語で「神となった老翁」を意味します。



ましたが、現在はいませんね。

佐藤: 会員の4分の3が兼業者ですよ。行政書士だけでなかなかことを考えたらおそらく現会員の半分もいないでしょう。

宗岡: 仕事を見つけるということが非常に厳しいでしょう。仕事が見つかってでも継続して収入が安定するようになるまでは難しいのではないのでしょうかね。

☺: 行政書士の仕事ではどのような分野を得意となさっていらっしゃるのですか?

宗岡: 私は建設業ですかね。社労士との割合は半分半分くらいですね。どちらも昭和63年からやっています。

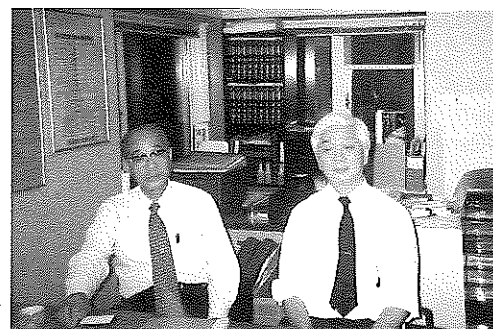
☺: どうして行政書士の試験を受けようと思ったのですか?

宗岡: 脱サラを考えたときに何かをしようと考えて、大抵のものは資本がかかりますよね。でも、この仕事は頭脳とがんばりだけあれば出来ると思ったんですよ。資本をかけないで人のためになれる一番の仕事だと考えてこの仕事に転職することを決意しました。

最初はコピー機もなかったですよ。仕事がないのだからコピーする必要もなかった。(笑)

仕事が増えるにつれて必要な機械をひとつひとつ揃えていったんです。だから本当にゼロからのスタートでした。最初からお金をかけてあれもこれも揃えてなんてことはしなかったですね。

次に買ったのはこのワープロ。15年使っていますよ。なぜこれを使っているのかといいますとね、このフロッピーの中に資料がたくさん入っているからなんです。壊れない限りはこれを使おうと思っています。今はパソコンも使っていますがどうしても過去のものはこれに入っているのが大事にしていますね。



写真左: 佐藤先生
写真右: 宗岡先生

🐼: このワープロが仕事を生んできたのですね。

宗岡: そうですね。これひとつで仕事をしてきましたね。ですからこれから開業をしたいとか相談に来た方には最初からお金をかけて開業すると辞めるに辞められず苦しくなるからということもお話します。私自身が仕事が増えるごとに少しずつ増やしてきた方ですから。この事務所も最初は1階を使っていましたが、そのうちに少しずつ物が増えていって狭くなって2階に移り、また狭くなって増築してという風にツギハギで増えていきました。それでいいと思っているんです。

頑張っってやっていけば人が仕事を紹介してもらえり、仕事をするから物も増えていく。これでいいんです。

🐼: 佐藤先生はいつ行政書士を取られたのですか？

佐藤: 私は最初十勝にいてサラリーマンをしていました。在職中に試験を受けて合格していましたが、昭和57年に社会保険労務士も合格しその後その方面での仕事を頼まれて退職し昭和62年に行政書士も開業しました。会社にいるときにはなかなか開業を踏みきれなかったですよ。食べていけるのか不安でしたからね。

それでも3年間はいろんなところに営業しましたね。

🐼: 宗岡先生はどうやって顧客開拓をしたのですか？

宗岡: わたしは…。そうですね。営業らしい営業はしてなかったかもしれないですね。

🐼: 口コミですか？

宗岡: そうですね。一つの仕事をして、そのお客さんがまたお客さんを紹介して、といったことで少しずつ増えていったんでしょうね。でも、その口コミで広がるまでに本当に時間かかりましたよ。

私の場合、5年かかりましたね。最初の5年くらいは本当にお客さんはいなかったですね。ごめんなさいと行ってもらえるような仕事ではないですからね。

最初は妻の収入で暮らしていたようなものです。妻がいなかったら途中で辞めていたかもしれない。

今こうやって15年やってみてああやってよかったなと思えるけれども、仕事はできる自信はあるけれどもお客を探すということができなかった。でも、お客さんがいなければ仕事はできないですね。

お客さんを探そうと思って、いろいろなところをまわってはみたもののぜんぜん見つからなくて本当に自信を失いかけたこともありましたよ。ただ、黙っているわけにいかないから夜はアルバイトに行きました。日曜日もね。昼はお客さんのところをまわったり事務所です仕事をしたりしながらですね。

🐼: 札幌の菊地先生も同じことをお話していました。

宗岡: お客さんってワットと増えないんだよね。仲間の税理士の先生も始めは同じことをしていたんですよ。

🐼: 私も当初、食べていけるようになるまでは10年かかると言われました。

宗岡: 同感ですね。石の上にも3年というけれども行政書士は10年辛抱する覚悟があるかもしれないね。10年辛抱する気持ちがなければ開業しない方がいいかもしれないね。アルバイトしてでも何でもこの仕事を貫くんだという気持ちがないのなら最初からしない方がいいですよ。でも、そうすれば何でもちゃんとできるようになりますよ。

🐼: 最近の若い人たちは一番苦手なことのような気がするのですが。しかし近年、行政書士は受験者数も増えており、昭和40年代、50年代生まれの方々の登録も徐々に増え、今後も増え続けると予想されます。このような方々にただ辛抱すれということだけではなくこの仕事の面白さを伝えるとすればどのような言葉をかけてあげたいと思いますか？

宗岡: 私ですか？私の場合ですね、お客さんができないことを自分がして「会社でこういうことができるようになりました」とか「できなかったことができるようになりました」などとね喜んでもらえたときに「ありがとうございました」と言われるその時の一瞬が生きがいかもしれませんね。…それに生きがいをかけていると言ってもいいでしょうね。

また、開業するときにはむやみやたらと開業するのではなく、経済的なものもきちんと見据えて収入がないときにどうするかということもきちんと考えなければいけないと思います。そして10年は続けること。どんなことがあっても続けるんだという強い意志をもった人に開業してもらいたいと思うよね。

釧路支部で開業する人には自分とはりあえず仕事がわからなくてもいいから話があったら受けてこいと言っています。仕事の内容は私のわかっていることは全部、教えるからと言ってあります。もちろん無料でね。だから遠慮なく電話もくれればいいし、この書類の確認をしてほしいというのであればなんでもやりますよと言ってあります。まずは仕事を見つことが先だから。

まずはお客さんのところへ行っって私はこういうことができますよと言って仕事をもらってこいと言っているんですよ。支部長という立場でも行政書士として頑張っっていこうとしている人たちは出来る限りの応援はします。

🐼: 函館支部や室蘭支部なども以前に取材したときに同じことをおっしゃっていました。同じレベルにしなければならぬということですね。

宗岡: そのとおりです。役所、受ける方にしてみれば相手は行政書士としてしか見ませんよね。経験年数まで聞かないですよ。相手から見ればプロですよ。

そのプロと言われる人間が、お粗末な書類を作って持っていったんではどうしようもない。ましてやその後、誰が行っても同じように見られてしまう。これは非常に悔しいことです。役所から名指しで指摘されることもあるんです。これは恥ずかしいことなんですよ。

私だっって間違っうことがあります、決して訂正印で処理はしません。一度持ち帰っって作り直して提出する。自分の責任で作った書類を窓口でああでもない、こうでもない訂正して書き足して提出する、そんな恥ずかしいことを自分はしたくないと思っています。

さらにその上、訂正したものがお客さんのところにも残るのですよ。プロの意識を持っている人間であればこれを恥ずかしいと思わなければならないと私は思うのです。1回目はわからないことも多いと思いますが、今の時代、パソコンで書類を作るわけですから1回きちんとしたものをつくれればいい。

だから、新入会員の方には最初わからなければ私のところに持ってきてくださいと言います。なぜなら、同じレベルでいてほしいと願うからですよ。

佐藤: 私も全く同感ですね。自分の資格にあぐらをかいてわからないまま書類を作成して役所に持っていくのはどうかと思いますね。また高飛車なものの言い方をしているのを聞くと傍で聞いていても恥ずかしく思いますね。

宗岡: 新しい会員が増えないと会としても困りますよね。それでは先輩の会員たちは何をすればいいのか。ただ、入りなさい、開業しなさいと言ってもだめですよ。新入会員の方も

釧路のお役所

親しい先輩を見つけることも大事だし、フォローし教えることも大事です。お客さんを見つけるのは自分の仕事ですよ。でも、きちんと仕事ができるように教えるのはやっぱり先輩の仕事です。

そうやって、先輩と新入会員がつながって行って世代が繋がっていかねばならないんです。

行政書士にはたくさんの仕事があります。例えば議事録ですが、会社の設立も最後の登記は司法書士の仕事です。しかし、どのような流れで設立登記に至るのか最後までわからないと理解できないものもあるし、そこで始めて住み分けができるというものです。

🐼: なるほど。では、少し話を変えます。釧路支部は道内でも会員を多く抱えている支部ですが、今後新入会員を取り込むためにはどのようなことをしていこうとお考えですか。

宗岡：新入会員を増やすことは出来ても、彼らのお客さんを探してあげることはできませんし、仕事を世話してあげることもできません。ですから、お客を開拓するノウハウも伝えていかなければならないと思うし、建設業相談員なども新入会員の方々にもっとやらせるべきだと私は思いますね。なぜなら、そのようなところで経験を積まなければならないと思うのです。そういうチャンスは新入会員にどんどん活躍してもらい勉強してもらおう機会をたくさん持つことが大事だと私は考えるんです。

佐藤：支部の事情は支部長が一番知っているのだから、任せられる新入会員に研修をたくさん積ませてそのような機会を与えるべきだと思います。建設相談員にしても選別し推薦するのも支部長に任せるべきだと思いますね。

宗岡：研修会にしても札幌で開催をしていますがこのようなところでは若い人たちはなかなか研修にはいけない。札幌ばかりでの開催も再考していただきたいと思っています。

🐼: 今回の特集で私も各支部を取材させていただきましたが、たった1回取材に来ただけでも大変です。みなさんのご苦勞はまわってみて本当によくわかりました。これは考えなければならぬ課題ですね。

では、支部内での研修や活動はどのようなことをなさっているのですか？

宗岡：9月には消費者契約法をやりました。10月には会長をお招きして代理権をやる予定です。大体、いつも20名前後の参加ですね。

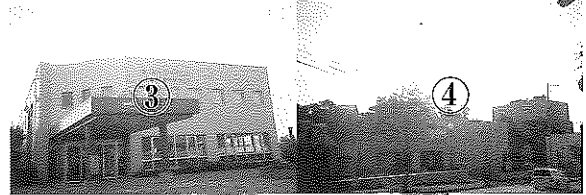
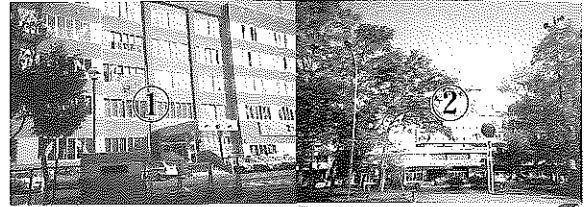
佐藤：年に3回くらいは開催します。しかし、なかなか人が集まらないのが悩みですね。

宗岡：でもね、新入会員にとって仕事の仕方の研修よりも本当に大事なものは行政書士としてのものの考え方とか、人と付き合う上で何が必要なのか。そんな研修の方がずっと大事だと私は考えますね。

また、対外的に無料相談会をしていますが、これは毎年2月に市役所のロビーで開催します。新聞広告も載せてもらったり時事タイムスの有線で宣伝するのでびっくりなしに人が来ますね。今年は24件、これを6人の理事で対応しました。相続、後見人制度、借金などの問題が多く、太平洋炭鉱の問題からそこにいた人たちの相談が今回は目立ちました。

🐼: 地域性を感じますね。本当に皆様方のご苦勞が偲ばれます。ではお忙しい中、取材にご協力頂き本当にありがとうございました。

- | | |
|--------------|---------------|
| ①北海道警察釧路方面本部 | 釧路市黒金町10丁目5 |
| ②釧路市役所 | 釧路市黒金町7丁目5番地 |
| ③ハローワーク釧路 | 釧路市富士見3-2-3 |
| ④釧路労働基準監督署 | 釧路市柏木町2-12 |
| ⑤北海道釧路支庁 | 釧路市浦見2丁目2番54号 |



3

町の紹介



- 阿寒町 …… 阿寒湖、阿寒湖温泉、丹頂、まりも、丹頂の里温泉
 浜中町 …… 霧多布岬、アゼチの岬、琵琶瀬展望台、霧多布温泉、ムツゴロウの動物王国
 厚岸町 …… 牡蠣、コンキリエ(道の駅)、あやめヶ原、厚岸湿原、あっけし展望台、愛冠岬
 弟子屈町 …… 屈斜路湖、川湯温泉、砂湯温泉、硫黄山、摩周湖、
 標茶町 …… 多和平、シトラル湖、コックロ湿原、標茶温泉、塘路湖シトラル湖温泉
 鶴居村 …… 鶴見峠、丹頂鶴、グリーンパークつるい
 白糠町 …… 庶路の不動の滝、大滝、道の駅恋問館、絵文字昆布、しそ焼耐鍛高譚(たんだかたん)
 音別町 …… パシクル沼、キナシベツ原生花園、三滝の沼、六十尺の滝、三階滝、ふき、桜まつり
 釧路町 …… 細岡展望台(大観望)、遠古武オートキャンプ場、岩保木水門、細岡ビジターズラウンジ
 釧路市 …… 幣舞橋、釧路湿原、丹頂鶴自然公園、啄木通、炉端、フィッシャーマンズワーフMOO、和商市場、東家本家そば、サケのラーメン、地酒福司、地ビール、サンマ、ししゃも、山花温泉リフレ

今回は十味を主に
 青藤編集委員がお知恵します。
 美味しいお店・面白いこと
 等ありましたら
 是非教えてください!!



目指せ！法律のスペシャリスト

～はじめに～

会員のみなさまからの「会員が読み物として面白くかつ会員の業務に寄与するものを期待したい」という要望に応え、私たちは平成13年度タイムリーな話題であった「代理権」をテーマに連載方式で掲載してまいりました。

結果、様々な見解の中での紆余曲折や試行錯誤の末、私たちに与えられた権限をどう生かしていくのかは「行政書士個々の自己責任にある」という一つの結論が出ました。

また、編集委員がこの一年間研修をしてきた一つの答えは「一番大事なことは代理権を付与されたという事実ではなく、それをどのように生かしていくか、すなわち、実務者として法律知識と経験を積んでいき、その実績が私たちに付与された代理権を生かしていく」ということであったように感じます。一見回り道のようなようですが、「代理権があるからと言って何が出来るのか」といわれた中でこれが一番近道な答えのような気がします。

以上のことを踏まえて私たちが次に企画した特集はより法律に精通しようというものです。行政書士のすべての業務に精通することは非常に難しいことと考えますが、どのようなお客様のニーズにもきちんと応えるためにはある程度の知識がないといけません。

これからニーズが多くなってくると予想されるもの、また行政書士業務を遂行する上で必ずやいつか必要になると予想されるものとして今回は3つの法律をピックアップしました。3つの法律を同時に3回シリーズでお届けいたします。（下記参照）

ぜひ、実務に生かしていただければ幸いです。

（会報編集委員長 鹿野 ひとみ）

3つの法律

I. 消費者契約法

講師：篠原賢吾氏
（北海道行政書士会総務部長）

II. 著作権法

講師：江谷清和氏
（北海道行政書士会高度情報化対応委員会委員長）

III. 農地法

講師：福地隆祐氏
（北海道行政書士会業務部次長）

テーマ

I. ほっぷ（第1回目）～法律の主旨

難しいことは全くわからないお客さまをイメージして頂き、この法律の主旨はこのようなことであるといった誰にでもその法律の内容がわかる説明をしていただきます。

II. すてっぷ（第2回目）～実務について

その法律をもとにどのような申請が必要とされ、行政書士はどのようにそれを進めていくのか。実際に各先生がいつも携わっている業務を説明していただき、業務に取り掛かれる準備ができるような特集にしたいと考えています。

III. じゃんぷ（第3回目）～心に残った体験談

実際にその法律をもとに業務をされていた経験談やお客様とのやり取りの中で心に残った体験談などをお願いします。

消費者契約法講座 〈制度・趣旨・運用〉

総務部長 篠原 賢吾

○はじめに（消費者保護領域の法体系）

消費者保護関連分野には、その基本法として「消費者保護基本法」（昭和43年5月30日施行）があります。この法律は、消費者の利益の擁護・増進に関して国や地方公共団体、事業者の果たすべき責務等の施策の基本を定め、消費生活の安定、向上を目的としたものです。そして、消費者保護の施策の内容として、①危害の防止、②計量の適正化、③規格・表示の適正化、④公正自由な競争の確保等、⑤契約の適正化などを定めています。

この基本法の下に、例えば、①については製造物責任法、食品衛生法、薬事法、建築基準法などがあります。②については、計量法が、③については工業標準化法、家庭用品品質表示法など、④については独禁法（略称）、不正競争防止法、タクシー業務適正化臨時措置法など、⑤については割賦販売法、宅地建物取引業法、利息制限法、出資の受入・預り金及び金利の取締等に関する法律、貸金業の規制等に関する業法、保険募集の取締に関する法律、訪問販売等に関する法律（平成12年改正で「特定商取引に関する法律」と改称）などが挙げられます。

I. 消費者契約法の趣旨

本題の消費者契約法（以下、本法といいます）は上記⑤の契約の適正化の領域に関する法律に当たります。

本法は、平成12年5月12日公布、同13年4月1日施行されました。その第1条の目的規定には、要旨次の事項が唱われています。

- ・消費者と事業者との間には情報の質・量、交渉力の格差があること。
- ・事業者の勧誘行為により、消費者が誤認したり、困惑したりすることがあること。
- ・このような場合に消費者が契約申し込み、又はその承諾を取消しすることができるようにすること。
- ・併せて、消費者に不利益な契約条項の一部または全部を無効とすること。

すなわち、この法律は、契約の申し込み、又は承諾の取消しに関する部分と、契約条項の一部又は全部を無効とする部分とのふたつで構成されます。

本法の施行前までは、契約の申し込み、又は承諾の取消しに関する部分に関しては、民法96条詐欺・強迫の規定を根拠に一旦成立した契約を取消

す必要がありました。契約条項の一部又は全部の無効に関しては、消費者側から民法の一般条項、例えば、権利乱用の法理や公序良俗違反、信義則違反或いは又、例文解釈の法理などを主張立証して、ようやく消費者に不利益な条項について、その適用を排除して、消費者を保護するのほかなかったわけです。しかも、事業者側が強硬な姿勢を執る場合には、裁判を通してはじめて、契約の取消しや不利益条項の無効が認められるのが通例でした。

このように、本法が施行されるまでの間、経済社会的に見て、消費者に不利益な契約誘引行為や不利益条項から消費者を救済する方法は限定されていたのです。

本法の条文構成を概観すると㉠取消し関係（第4条ないし7条）を規定する部分と㉡契約条項の一部又は全部無効関係（第8条ないし10条）を規定する部分とに分かれます。

前者㉠は、事業者が勧誘する際に重要な事項につき事実と異なることを告げ、消費者がその告げられた内容を事実と誤認して為した申し込み又は承諾それ自体を取消しすることができるとし、或いは事業者が物品、権利、役務等の将来の価格等について断定的な判断を提供し、消費者がその断定的な判断が確実であると誤認して為した申し込み又は承諾それ自体を取消しすることができるとしたものです。

後者㉡は、事業者側の賠償責任の全部又は一部を回避する条項を無効とすること及び、民法の規定による事業者側の責任（債務不履行責任、不法行為責任、瑕疵担保責任）の全部又は一部を免除する条項を無効とするものです。

一方的に不利益な条項、公平の原則に反するような条項について、本法をもって広く網をかぶせ、消費者と事業者間の契約上、情報量・交渉力弱者である消費者を一律に保護しようとするものです。

契約の自由は単に強者にとっての自由ではなく、本来的に私法上の公平の原則や民事訴訟法上の武器対等の原則などを源泉にしていること、或いは社会経済的（法は国民経済の健全な発展といっています）に妥当といえない約定は、一律に排除して、消費者の権利を擁護することを表明したものとえます。

以下、本法の内容について、会報紙上に3回連載で復習して行きます。最終回には、実務の取り扱いについて検討します。

Ⅱ. 第1章総則規定は何を定めているか

(1) 本法第1条前段はなぜ、消費者が契約の申込み、又はその承諾を取消しすることができるようにしたのでしょうか。

言い換えると、詐欺・強迫による取消し(民法96条)とどこが違うのか、ということです。本法第1条は「契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる」としています。

詐欺・強迫による取消しは、瑕疵有る意思表示ではありませんが、意思表示自体は有ったとして、意思表示の合致(申込みと承諾)により一旦成立した法律効果を取消すものです。本法の取消しは申込み又は承諾の意思表示そのものを取消す(いわば「撤回」です)ものです。すなわち、民法96条では成立した意思表示の合致(契約)の効果を取り消して取引の安全や法的保護を図る構成ですが、本法では契約成立の要件である申込みや承諾の意思表示を取り消して契約自体成立させないで消費者を保護しようとするものです。

契約成立までの流れを見ますと、一般的には①誘引行為、②契約の申し込み、③申し込みに対する承諾、④意思表示の合致=契約の成立、の順となります。

本法はこのうち①の事業者の為す一定の誘引行為の内容に着目して、この誘引行為によってなされた消費者側の申し込み又は承諾の取消しを認めています。

情報の質・量の格差や交渉力の格差から見て、消費者側からの申込みや承諾の意思表示そのものを取消し得るとしたのです。すなわち、意思表示の合致の構成要素である申込み又は承諾自体がなかったとするものですから、意思表示自体は存在したとする詐欺・強迫による取消しに比べて、本法による取消しの方(その法的構成)が取引実体を反映しているといえます。しかし一方では、民法96条の詐欺取消しの構成要素を下敷きにしていることが見て取れます。すなわち、詐欺の構成は、まず①欺罔行為があり、次いで②その欺罔行為によって錯誤に陥り、さらに③その錯誤によって意思表示をしたという因果関係ですが、本法第4条1項本文も同様に次のように規定しています。

①事業者が各号に掲げる行為をしたことにより、②(消費者が)誤認をし、③それによって申し込み又はその承諾の意思表示をした・・・詐欺の構成要素にぴったり当てはまります。

(2) 本法第1条後段はなぜ、消費者の利益を不当に害する条項の全部又は一部を無効とすることにしたのでしょうか。本法施行前までは、消費者側に一方的に不利益な条項があっても民法の信義則違反や公序良俗違反という抽象的概念に基づいてその有効・無効を争うほかなく、その主張、立証も消費者側が負担していました。そこで消費者保護基本法の契約の適正化要請を受けて、本法は無効となる基準を明確に規定して、一律に無効となる条項を定めました。基準の趣旨は、民法の原則である債務不履行責任、不法行為責任、瑕疵担保責任を回避したり、潜脱する条項を排除するものです。ここでは、契約自由の原則に対する補充規定としての民法が、前面に出て来て、特別法である本法が民法の規定を借りてこれを事業者・消費者間の契約に関してはこれら債務不履行責任、不法行為責任、瑕疵担保責任に関する限り、強行規定としたと解釈できます。

(3) 本法が適用される契約当事者はどうでしょうか。

第2条第3項には、「この法律において「消費者契約」とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいう。」と定めます。したがって、事業者と事業者との間で締結される契約は、例えば当事者間に情報の質・量や交渉力について事実上格差があったとしても本法は適用されません。ここでは社会通念上、事業者は、その事業に係る契約の目的等に関し、必要な情報の質・量並びに、交渉力を当然に有していることと見なされていること、或いはそのように擬制されていることを意味します。

事業者間で本法第4条1項1、2号に規定されているような事由による取消しの主張は、本法ではなくして、民法第96条の詐欺・強迫などの一般法(民法、商法)の規定によらざるを得ません。

次に、消費者ですが、同条第1、は「消費者とは、個人(事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く)をいう。」と定めます。したがって、例えば、店舗や、商工業者で個人事業主がその事業のためにした契約には適用されません。この場合は、一般に、民法或いは商法の規定による救済方法が検討されることとなります。

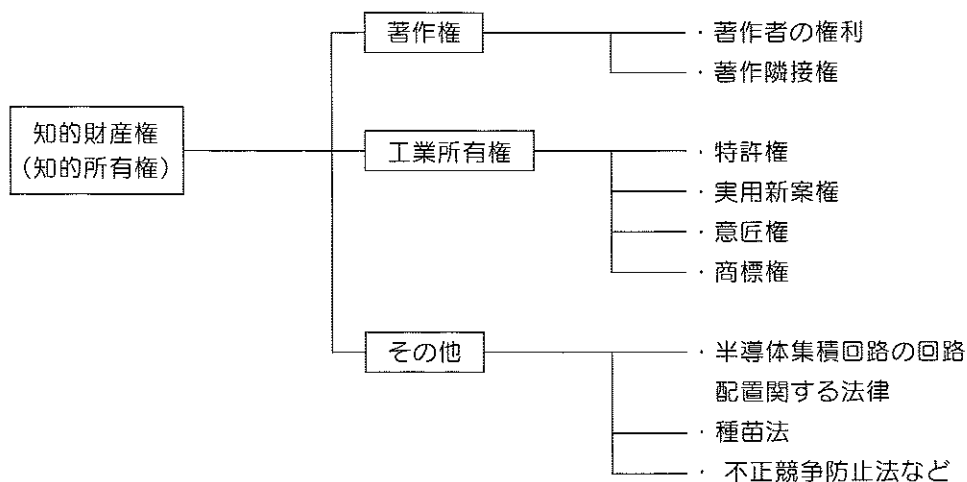
平成14年5月通常国会「小泉総理大臣表明」より

日本の国家戦略大綱は「我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します。」とあります。

《序章 知的財産権「知的所有権」について》

1. 知的財産権概要

「知的財産権」とは、知的な創造活動によって新たに創り出した人に対して、「他人が勝手にそのアイデアを利用されない」という権利を与える法制度です。この権利には以下のようなものが含まれ、「知的所有権」や、無形の知的創造であるため「無形（無体）財産権」という呼び方もします。



2. 知的財産権の拡大

最近の知的財産権に対する考え方はIT（情報技術）の進展により、その対象は拡大傾向にあり、今後はさらに様々なものが権利の対象となる可能性があります。例えば生命工学系のバイオテクノロジー、微小科学系のナノテクノロジーなど考えられます。

3. 知的財産権の権利取得

知的財産権において、「工業所有権」はその権利を取得する方法は「申請」「登録」といった手続きが必要ですが、「著作権」は工業所有権のような手続きを一切必要とせず、著作物が創られた時点で付与される「無方式主義」とっていますが、この「無方式主義」は世界の趨勢となっています。但し、登録により第三者に対する対抗権が発生することから、特にソフトウェアプログラムに関してはその登録が勤められています。

4. 知的財産権のまとめ

知的財産権の種類から見て、保護内容、権利期間、登録機関を簡便に記しますと以下のように整理できます。

	種類	保護内容	権利期間	登録機関	
知的財産権 (知的所有権)	工業所有権	特許権	発明	出願から20年	特許庁
		実用新案権	考案	出願から6年	特許庁
		意匠権	外観デザイン	登録から15年	特許庁
		商標権	商品・役務	登録から10年 (更新登録可能)	特許庁
	半導体回路配置利用権	半導体集積回路配置図	登録から10年	経済産業省	
	不正競争防止法	営業秘密、著名な商品等の表示		経済産業省 特許庁 公取委	
	著作権 (原則登録不要)	著作物、プログラム、データベース	著作者の死亡から50年	文化庁 SOFTIC	
育成者権 (種苗法)	植物新品種の保護	登録から15年 樹木は18年	農林水産省		

5. 知的財産権の所在を表明する

知的財産権の所在を世に表明する手段として、工業所有権は登録済みの証、著作権など権利の所在を標記する方法をとっています。実際には以下のように標記する事例により所在を表明しています。

1 工業所有権	特許権	特許第〇〇〇〇号取得
	実用新案権	実新第〇〇〇〇号取得
	意匠権	意匠第〇〇〇〇号取得
	商標権	®登録第〇〇〇〇号
2 著作権	著作権	©P第〇〇〇〇号-1 (ソフトウェアプログラム)
	著作物	©2002.SONY.Co.Ltd.

上記のように商品やパンフレット、商品概要書などに標記します。

「木を見て森を見ず」という格言があるように農地法だけを勉強しても農地転用あるいは農地の開発行為の申請をする場合、森の中から抜け出せなくなって迷子になってしまいます。

「農地」は農地法によって縛られています。農地を耕作の目的で他人に売ったり、貸したりする場合に必要な「農地法第3条の権利移動許可」を除き、農地を農地以外のものにする場合に必要となる「農地法第4条の自己転用許可」、農地を農地以外のものにする目的を持って他人に売ったり、貸したりする場合に必要な「農地法第5条の転用許可」は農地法以外の他法令の規制も受けることになります。

許可申請を進める中で「農地」と「農用地」という言葉が出てきますが、私自身、開業間もない頃はその違いが良くわからなく農地法だけを見てても駄目なのだなと実感しました。良く比べてみてください。違いがわかりますか？「農地」は木であって、「農用地」は森です。農地は農地法で定め、農用地は区域をあらわし、農業振興地域の整備に関する法律（以下「農振法」といいます。）で定めています。農振法は、最近新聞紙上に出てきますので少しここで触れておきます。

農振法は、自然的、経済的、または社会的な諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定め、その地域の整備に関する施策を計画的に推進するための措置と農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としています。

都道府県知事は市町村が定めた農業振興地域整備計画を農業振興地域整備基本方針に基づいて、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、かつ、一定の要件を満たしたものを「農業振興地域」として指定します。農林水産省はこの農振法と農地法を規制緩和、適用の除外をし、耕作放棄などが増えている農山村地域の農地保全や秩序ある開発を進めるため、市町村が条例を制定し地域の特性に応じた土地利用ができるよう法整備する方針を固めております。

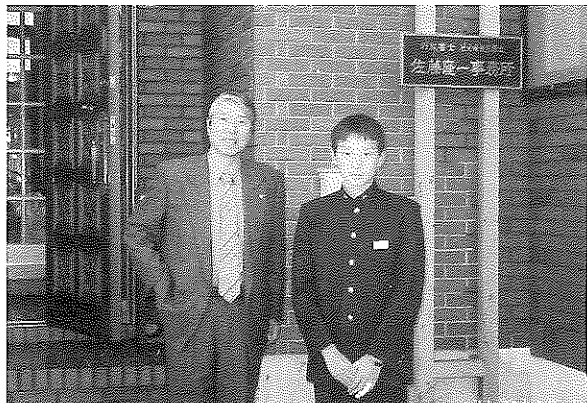
それでは話を戻して、農地は（１）農用地区域外の農地（２）農用区域内の農地、そして都市計画法による（３）都市計画区域内の農地に大別されます。したがって、申請する農地がどの区

域内にあるかで申請の進め方は異なってきます。そのことについては次号に掲載したいと思います。

農地は何故私たちに困惑させるのでしょうか？農地法は土地の客観的な現実状態を基準に農地と非農地とに区分します。「農地等に該当するか否かは、その土地の現況によって判断するのであって、土地登記簿の地目によって判断してはならない。」として現況主義をとっているからです。この現況主義によってたとえ登記簿上の地目が農地であっても現況が農地以外の地目であれば、農業委員会の現況証明願書によって転用許可申請をすることなく、地目の変更登記が可能となります。可能と言った理由は、農業委員会から交付された現況証明願書にはその効力があまり無いからです。この現況証明願書の交付は、農地法などの法律に基づく行政処分ではなく、農業委員会（ところによっては都道府県）が慣例もしくは都道府県の通達に基づいて事実上の証明行為として行っているいわゆる行政上のサービス行為です。登記官に実質的審査権が与えられており通常の登記申請に対する形式審査と違って、地目変更の登記が申請された場合、登記官は原則として実地調査を行います。最近、この原則を忠実に守っているようです。要注意！私は農地の業務を始めて10年くらいになりますが、今年初めて地目変更の登記が却下されました。

最後になりますが、農地法は耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることの2点を立法目的としています。農地を農地以外のものに転用することに対して規制を受けるのは当然であると言えますし、農地法の趣旨からすると農地法第4条、農地法第5条の許可は例外の規定なのかもしれません。行政書士の業務には数多くの許可申請がありますが、農地法に規定する許可はこの許可書がなければ農地売買の契約は無効となり、登記申請ができないという強い効力があります。だからこそやりがいのある仕事として私たち行政書士はこの業務を行政書士固有のものに確立してきたのです。

「中学生の体験学習」報告



平成14年11月6日、旭川市の佐藤隆一北海道会会長の事務所に、旭川市立東明中学校2年生の河口さんが訪問する形で、職場体験学習が実施されました。

この体験学習は、中学校の1学年では職場に訪問し、2学年では興味のある職場を自分で選んで体験するといった方法で、全生徒が対象で実施されています。

その中で河口さんはテレビドラマ『カバチタレ!』

などにより行政書士の仕事に興味を抱き、体験先に行政書士事務所を希望したため今回の訪問が実現しました。

冒頭より、河口さんから「難しいと思った依頼は何ですか?」「何故行政書士になったのですか?」「行政書士をやっていて良かったと思ったことは何ですか」などたくさんの質問を頂きました。

佐藤会長からは、この仕事の面白さとか大変なところなど細かく丁寧にお話頂き、1時間の予定時間はあっという間に過ぎて行きました。

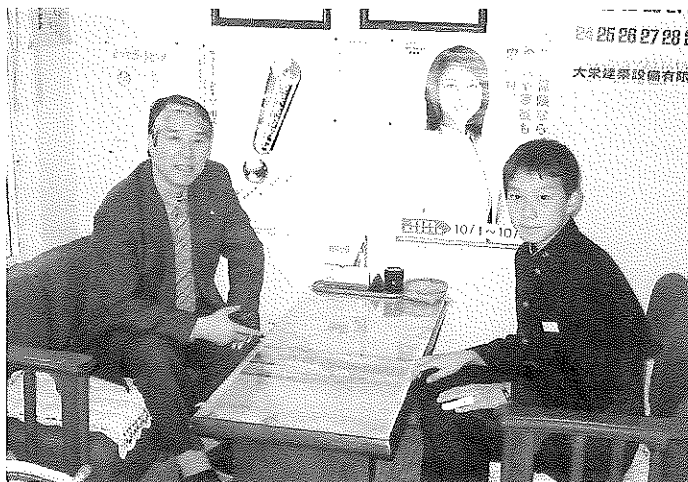
後半は行政書士試験の話題が中心となり、試験科目・内容などの質問がありました。合格率にびっくりした様子でしたが「僕もがんばってみます」の言葉に感激しました。

早くから法律の面白さに目覚めそれに打ち込む事ができれば、とても素晴らしい事だと思います。(私、斉藤もタイムマシンが欲しいくらいです。)

最後に、佐藤会長から河口さんへ「将来、楽しみに待っていますから、早くこちらへいらっしゃい」と力強いエールが送られました。河口さんから「がんばります」とのお答えをいただきこの体験学習は終了しました。

様々な周知活動をしています。こういった形での草の根的な活動も大切だと切に思いました。

(取材・文責/斉藤 秀一)

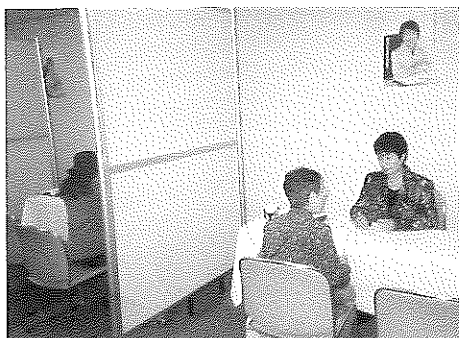


体験学習を終え、充実感いっぱいの河口さん

無料相談会

平成14年10月1日火曜日10時から札幌駅南口広場地下街・アピア「ライラックホール」にて、北海道行政書士会主催の無料相談会が開催されました。

地下アーケードにポスターを掲示し、ライラックホールの入り口には幟を揚げ、広報部の街頭パンフレット配布などの効果もあり、37件の相談が寄せられました。相談内訳は、遺言・相続など多岐にわたり、相談員9名が対応しました。いろいろな相談事はあるがどこに行っても相談したら良いのか解らなかった方もこの相談会に来られ「問題解決のヒントになった」「来年もこの相談会はある



街頭無料相談会の様子

のですか」など、相談員の熱心な対応によりとても感謝して立ち去る方ばかりでした。無事盛況の内に16時に終了いたしました。

同時に、北海道行政書士会事務局では、電話による無料相談「行政書士110番」が開設されました。7件の相談が寄せられました。相談員2名が対応いたしました。

(取材／斉藤 秀一)



街頭無料相談会・会場

中小企業経営セミナー

平成14年10月18日、きょうさいサロン8階「高砂の間」にて中小企業経営セミナーが開催されました。

第1部「経営者のための事業計画の立て方」は税理士村西逸郎氏が第2部「不良債権の予防と対処法」は弁護士尾崎英雄氏がそれぞれ講演されました。

昨今の中小企業を取り巻く環境が益々悪化しておりますが、一般市民もまたわれわれ行政書士もこれからの会社経営を改めて考えてみる機会になったのではないのでしょうか。

(取材／西 直人)



村西逸郎氏



会場の様子



尾崎英雄氏

外国人無料相談会開催される

平成14年9月27日、国際プラザ（札幌市中央区）において北海道在留手続協議会が主催する外国人無料相談会が開催された。

国際コンベンションホールにて午後1時より開始された相談会には多くの相談者が訪れ、在留資格の変更や永住許可申請、帰化許可申請などに関する様々な相談が寄せられた。

北海道在留手続協議会の会員は英語や韓国語の通訳者を介して在留資格などの問題を抱えている外国人などの相談に応じた。

相談会は毎年2回、春と秋に開催されている。

（取材／田中 浩貴）



会場の様子



会場の様子

平成14年度 新入会員研修会アンケート結果

（アンケート回答 25名）

1 研修スケジュールについては、どのように思われましたか？

適当である	19人
ハードである	4人
日程を長く	1人
日程を短く	1人

◆「ハードである」との意見の中には、次の意見があった。

- ・休憩を多くしてほしい。
- ・夜に入ってもよい。

◆その他次の意見があった。

- ・テーブルミーティングの時間を多くしてほしい。
- ・土日祝または夜に開催してほしい。

2 研修項目については、どのように思われますか？ また、今後の希望についてお書き下さい。

研修項目については、「概ね良い」という意見であった。
また、希望科目については次のとおり、

運輸関係	6人	電子認証関係	1人
外国人登録	2人	風俗関係	1人
農地関係	2人	著作権関係	1人

◆その他次の意見があった。

- ・行政書士の業務範囲、営業上の留意点、失敗談がほしかった。

3 受講の感想をお書き下さい。

全体として、好評であった。次のような少数意見もあった。

- ・テーブルミーティングは、受講者間のコミュニケーションがとれて大変良かった。
- ・個人的な質問・相談コーナーがほしかった。
- ・年にあと1、2回あっても良い。
- ・ネームプレートを着用すべきだ。

風俗営業許可申請の概要 第5回

札幌支部 滝 沢 俊 行

8. 風俗営業の許可の基準その3. 営業所の制限地域—法第4条第2項第2号関係

公安委員会は「営業所が、良好な風俗環境を保全するため、特にその設置を制限する必要があるものとして政令（風適施行令第6条）で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき」は、許可をしてはならないことになっていきます。

これを受けて、各都道府県条例（北海道の場合は、北海道条例第3条）で定められる営業制限地域については、次のとおり基準が定められています。

① 住居が多数集合しており、住居以外の用途に供される土地が少ない地域（住居集合地域）北海道条例（第3条）においては、都市計画法に規定されている次の地域。

- ・ 第1種低層住居専用地域
- ・ 第2種低層住居専用地域
- ・ 第1種中高層住居専用地域
- ・ 第2種中高層住居専用地域
- ・ 第1種住居地域
- ・ 第2種住居地域
- ・ 準住居地域

② ①に掲げる住居集合地域以外の地位のうち、次の4種の保護対象施設の敷地の周囲百メートルの区域内の地域。

保護対象施設の敷地については、実際に当該施設を利用するものの用に直接供されている範囲の土地をいいます。また、ここでいう「百メートル」とは、水平面で測る距離についていうものであり、例えば、営業所がビルの2階以上または地下にある場合でも、営業所の存在する位置から垂直に地面に下ろした位置について測るものとします。

イ、学校（学校教育法）

学校教育法第1条に規定する学校とは次のものをいう。

小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園。

ロ、病院（医療法）。

病院については、都市計画法に規定する「近隣商業地域」または「商業地域」に設置されるものを除く。

なお、医療法第1条の2に規定する「病院」とは、患者20人以上の収容施設をいう。

ハ、図書館（図書館法）

ニ、児童福祉施設（児童福祉法）

児童福祉法第7に規定する児童福祉施設とは次のものをいう。

助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、

盲聾唖児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、教護院。

9. 風俗営業の許可の基準その4. 管理者の選任—法第4条第2項第3号および24条関係

風適法では、新たに風俗営業を営もうとするときは、当該申請に係る営業所に管理者を選任していることが許可要件とされています。

同法第24条第1項において、管理者の選任について定めています。ここで「統括管理する者」とは、全体をまとめて管理する者という意味であり、一般的には、店長、支配人等がこれに該当します。したがって、業務について統括的な責任を負う立場にならないような店員等は、管理者になることはできません。

なお、営業者自らが当該営業所における業務の実施を直接統括管理する場合には、営業者自らを管理者として選任すればよく、他に管理者を選任する必要はありません。

また、風適規則第30条では、管理者は営業所ごとに専任の管理者として置かなければならないことを規定していますが、「営業所ごとに専任」とは、その営業所に常勤して管理者に業務に従事し得る状態にあることをいいます。したがって、管理者の住所については当該営業所から通勤可能な距離になければなりません。

さらに管理者が欠けたときは、その日から14日以内に新たな管理者を選任して届け出るものとされており、速やかに適任者を選任することが要請されています（風適法第24条1項）。

管理者の資格要件については、管理者は風俗営業の営業所における業務の適正な実施を確保するに当たって重要な役割を果たす者であることにかんがみ、未成年者や風俗営業の許可を受けることが出来ない者と規定しています（風適法第24条第2項）。具体的には次のとおりです。

次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

(1) 未成年者

(2) 風適法第4条第1項1号から第7号までのいずれかに該当する者（「6. 風俗営業の許可基準その1.」を参照）

(以下 次号)



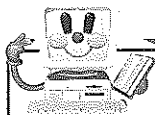
コラム 5 COLUMN5

北海道行政書士会 名誉会長 佐藤良雄

“情報”は行政書士の重要な経営資源。そんなことは十分承知といいながら、ここ十年間同じ様な会合に出席し、同じ様な人達との情報交換ばかりに明け暮れていませんか？ 気どころ知れた仲間との情報交換の楽しさにドブプリひたっていませんか？

最近発足した新しい組織、20代や30代の若い経営者、そして宇宙人とも思えるような技術者達の中に飛び込む勇気はお持ちですか？

新しい経営手法やビジネスチャンスは、皆さんが蓄積した行政書士としての経験にこれらの情報が融合されて、一瞬の内にヒラめくはず。行動パターンを大きく変えて新しい会合に勇気を出して参加し、若い人達との出会いにチャレンジすることでこそ、必要で新しい経営資源となる情報が手に入るのです。



高度情報化対応委員会だより

「全国高度情報実務担当者会議」報告

高度情報化対応委員会委員長 江谷 清和

『21世紀型ネットワーク社会は行政書士が担い手!』を統一テーマとして、平成14年9月12日～13日、日行連地下講堂にて、全国の各単位会から1名の実務委員が一同に介する会議が開催された。

第1日目

【オンライン化法(案)と行政書士について】

冒頭、盛武会長から「オンライン化法(案)と行政書士」について講演があり、国民生活を取り巻く社会の変化と行政サイドの変化は、高度情報化社会の進展により加速度を増してきた事の報告があった。また、このデジタル経済時代の行政書士の今後のあり方について言及された。

【電子申請事例デモ】

続いて「電子申請システム適用事例と課題検討状況」と題して開発ベンダー、富士通(株)による総務省及び大阪府の電子申請事例が披露され、課題につき報告があった。代理人のコラム、委任状の取扱い等検討課題を残しているとの報告であった。

【電子政府・自治体における行政書士の役割】

基調講演は大山永昭東京工業大学教授から『期待される電子代理人としての行政書士』ということで、ネットワーク社会における行政書士の役割という観点から講演があり、非常に興味深いお話であった。要旨は以下の通りである。アナログ社会(紙ベース申請)において代理人という考えが法律により規定されている。従ってサイバー社会(ネットワーク申請)も同じ法体系で臨まないと社会の混乱を招き、我が国が目指す世界最高水準の高度情報化社会は望めない。この高度情報化社会の成熟の為に行政書士は最前線にいることを力説された。

【組織の電子化と行政書士の電子申請等への展望】

広島会、家森高度情報化委員を座長とするパネルディスカッションでは、大山教授から電子委任状の受付に関するビジネスモデル構築が急務では、とご助言を頂くなど電子申請の深部に渡るディスカッションが展開された。盛武会長からは、サイバー社会における法的資格認証に関する必要性は行政サイドにおいて理解が進んでいるが、まだ議論を深めて行く必要があると認識しているとの事。

第2日目

【高度情報通信社会対策本部の事業報告】

特筆すべきは「電子的代理申請・電子委任状研究会」報告書である。内容もさることながら委員のメンバー構成がe-Japan2002を推進する有識者が名前を連ねていることにある。この報告書の重みは、電子申請におけるデファクトスタンダードの形成を感じさせるものであったことを報告させていただく。

【先進単位会事例報告】

我が北海道会から佐藤文則企画開発部長が、<見るホームページ>から<活用するホームページ>へシフトしている背景を報告。その一事例として「情報ボックス」の運用は本格化する電子申請を視野に入れた仕組みで、その中でも北海道会オリジナルプログラム“顧客管理ソフト”、“書式管理ソフト”は大きな柱である旨を報告。各単位会の注目を浴びる報告であった。

総括

この2日間を通じ、全国の単位会との交流を持つ場が設けられたことにより、情報化に関する意識の温度差、アクションの強弱を如実に体感することができた。このような機会を頂けました事に感謝し、この会議で体得してきた事を北海道会々員とともに情報を共有し、更なる先進事例の実現へ向け微力ながら会務に邁進してゆく所存である。

行政無料相談及び研修会

標記については、下記の通り実施致しました。

《無料相談会》

日 時／平成14年10月20日午前10時～午後3時

場 所／妹背牛町公民館

相談件数／1件

《研修会の実施について》

日 時／平成14年10月20日午後4時～午後5時50分

場 所／妹背牛温泉「ベベル」2階会議室

研修会／「著作権について」 講師 板垣俊夫先生（札幌支部長）

「情報ボックス」 講師 計良隆司先生（空知支部）

受講者／16名

《懇親会の開催》

場 所／妹背牛温泉「ベベル」

時 間／午後6時～午後8時

和気あいあいの内に終了し、コテージに移り2次会を開催し、お互いコミを深め宿泊の上、翌朝それぞれ帰途についた。

（報告／空知支部 佐藤 武）

網走支部研修会

下記の通り、研修会を終了しましたので、ご報告致します。

記

網走支部・十勝支部・釧路支部・根室支部による恒例の、「道東四支部合同研修会」

開催日時／平成14年10月19日（土）～20日（日）

開催場所／網走市字呼人・ホテル網走湖荘

テ－マ／1. 行政書士の代理権について

2. 車両関係業務

講師 道会副会長 深貝 亨 先生

参加人数／34名

その他、研修会の前にパークゴルフ大会を開催。22名が参加。懇親会で表彰も行いました。

（報告／網走支部 近藤 隆成）

平成15・16年度北海道開発局及び北海道関係 競争入札参加資格審査申請説明会開催のお知らせ

共催：財団法人 北海道開発協会
社団法人 北海道土木協会
社団法人 北海道建設業協会

平成15・16年度の北海道開発局及び北海道関係建設工事等競争入札参加資格審査申請書の書き方と申請についての説明会が下記のとおり開催されます。正しい事務手続きを行うためにも、より多数の方が参加されますようご案内いたします。

平成15・16年度北海道開発局及び北海道関係 競争入札参加資格審査申請説明会日程

月 日	地区	会 場	住 所	説明時間
11月 12日(火)	岩見沢	岩見沢文化センター〈中ホール〉 ☎0126-22-4233	岩見沢市9条西4丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
14日(木)	網 走	網走市民会館〈大ホール〉 ☎0152-43-4394	網走市南6条西2丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
15日(金)	旭 川	旭川北洋ビル8F〈大ホール〉 ☎0166-26-3333	旭川市4条通9丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
19日(火)	稚 内	稚内建設会館 ☎0162-33-5364	稚内市末広4丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
21日(木)	留 萌	留萌建設会館 ☎0164-42-0965	留萌市寿町2丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
26日(火)	札 幌	ポールスター札幌2F〈ポールスターホール〉 ☎011-241-9111	中央区北4条西6丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
27日(水)	小 樽	日専ビル7F〈大ホール〉 ☎0134-24-1551	小樽市稲穂2丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
28日(木)	釧 路	栄町会館3F〈末広の間〉 ☎0154-23-8211	釧路市栄町8丁目3	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
29日(金)	帯 広	寿御苑〈孔雀の間〉 ☎0155-23-1388	帯広市西7条南6丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
12月 3日(火)	室 蘭	室蘭建設会館 ☎0143-22-1045	室蘭市入江町1番74号	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
4日(水)	苫小牧	苫小牧市民会館〈小ホール〉 ☎0144-33-7191	苫小牧市旭町3丁目2-2	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
6日(金)	函 館	函館北洋ビル8F〈大ホール〉 ☎0138-26-7001	函館市若松町15-7	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00
10日(火)	札 幌	第2水産ビル8F〈大会議室〉 ☎011-281-2071	中央区北3条西7丁目	北海道 10:30~12:00 開発局 13:30~15:00

●北海道様式と市町村(札幌市、函館市、釧路市及び苫小牧市は除く)様式は、別になっておりますので、購入の際は北海道分と市町村分の部数を区分してお買求め下さい。

《当日頒布するもの》

- 申請の手引き……………北海道分・市町村分・北海道開発局分
- 入札参加資格申請書……北海道分・市町村分・北海道開発局分

※説明会当日は、相当な混雑が予想されますので用紙類などは早めにお求め下さい。
※11月26日(火)は、札幌市内業者、12月10日(火)は札幌市外業者を対象とします。

北海道の競争入札参加資格審査申請のあらまし

平成15・16年度の北海道における競争入札参加資格審査申請のあらまきは、次のようになっています。

1. 資格の種類は、建設業の許可を必要とする建設工事と、それ以外の設計等があります。
☆建設工事には一般土木工事や建築工事など13種類、設計等には土木設計や測量など7種類があります。
2. 審査基準日は、建設工事・設計等とも平成15年1月1日です。
3. 建設工事の資格を希望する場合は、次の要件を満たしていなければなりません。
 - ①「許可を得てからの営業年数が2年以上あること」が必要です。
☆審査基準日（平成15年1月1日）において、資格に対応する建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいなければなりません。
 - ②「経営事項審査を受けていること」が必要です。
☆資格に対応する建設業の許可について、平成14年に改正された基準により、建設大臣または都道府県知事が行う経営事項審査を受けて、その結果通知を有していなければなりません。
なお、申請書類として経営事項審査結果通知書の写しを必ず提出してください。
 - ③経営事項審査結果において、「資格に対応する建設業に完成工事高があること」が必要です。
4. 設計等の資格を希望する場合は、次の要件を満たしていなければなりません。
 - ①「引き続き1年以上その事業を営み、かつ、事業高があること」が必要です。
☆審査基準日（平成15年1月1日）において、引き続き1年以上その資格に関する事業を営んでいることに併せて、直前1年間に事業高（営業実績）があることが必要です。
 - ②「個人の場合は、従業員の数が3人以上であること」が必要です。
5. 平成15年度の資格審査申請の定期的受付期間は次のとおりです。
【第1回】……平成15年1月15日(水) から1月24日(金) まで ☆土曜・日曜・祝日を除く
【第2回】……平成15年2月4日(火) から2月14日(金) まで ☆受付期間は9:30~16:30
6. 平成15年度の資格審査申請の受付場所は次のとおりです。
【道内業者】(大臣許可業者を除く)……主たる営業所の所在地を所管する支庁
【道内大臣許可業者及び道外業者】……道庁別館11階共用会議室
なお、支庁によって受付期間内に別に日程・会場を定めて受付を行う場合があります。

お知らせ・2 information

行政書士法施行規則第9条第4項に基づく記名押印について

標記の件について、行政書士法の一部改正に伴い、代理、代行双方に対応できる汎用性のある様式として、下記様式を作成しましたので、今後はこの様式に準じて各書類に応じた作成、対応をされますようお願いいたします。

記

平成	年	月	日	本書類作成	
行政書士		北	海	太	郎
電	話	000-000-0000		職	印

6 cm

2 cm

縦書きについても、これに準じて作成してください。

※横書きのゴム印（氏名・電話番号は空欄）は、希望者に1,000円で斡旋しております。

ご注意いただきたいこと

総務部長 篠原 賢吾

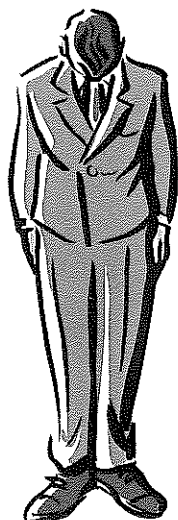
雇用・能力開発機構北海道センター（以下、開発機構とします。）から指摘のあった不適切な助成金等の申請については、先の定時総会においても代議員の方からご質問もありました。この件につきまして、この度、開発機構側から指摘のあった全事案について、調査報告を依頼されました綱紀委員会は、鋭意その調査を完了され、報告書の提出を終えました。その調査の結果報告を踏まえて、会員各位にご注意いただきたいことをお知らせ申し上げます。

開発機構指摘の趣旨は、おおむね次のとおりと考えられます。

1. 事業者本人ではないのに本人のごとく振るまい、申請をしないで欲しいこと。
2. 添付書類や証憑類の提出方を言われてから、はじめて当該書類を作成するなどの不自然な申請はしないで欲しいこと。
3. 申請案件を複数抱えている場合に、申請者相互の間で証憑類の領収書等を相互に出し合うなどの不自然な処理をしないで欲しいこと。
4. 申請窓口には、事業者本人もしくは代表者と一緒に来て申請手続きをして欲しいこと。

以上の事柄を今後の事務処理に生かしていただくようお願い申し上げます。

なお、この機会に、綱紀委員会のみなさまがなされた困難な調査及び結果報告に深く感謝申し上げます。



おわび
と
訂正

9月号・支部ドットコムの記事の文中に誤りがありましたので、訂正するとともに改めてお詫び申し上げます。

<誤>

富樫：はじめまして。根室市で開業しております。富樫です。昭和44年からの開業です。司法書士と兼業をしております。

<正>

富樫：はじめまして。根室市で行政書士を開業しております富樫です。昭和55年からの開業です。司法書士と合同事務所を開いております。

New face! **新入会員**



しづたに やすひこ
渋谷 靖彦 昭和46年7月6日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 札幌市中央区南8条西10丁目1277番地7
啓央ビル2階C
TEL 011-511-6835
FAX 011-511-6835

〈コメント〉

新入会員の渋谷靖彦と申します。さいたま新都心から札幌に移り住み、約1年が経ちました。今後とも御指導をよろしくお願いいたします。



よねしげ たけし
米重 武志 昭和29年3月19日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 札幌市中央区北2条西10丁目
植物園グランドハイツ西202号
TEL 011-222-1860

〈コメント〉

いしだ なおひさ
石田 尚学 昭和53年6月17日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 札幌市東区伏古10条2丁目18番18号
TEL 011-782-9223
FAX 011-782-9223

〈コメント〉

九月に入会させていただきました。右も左もわからぬままの開業ですが、一日も早く、社会に貢献できるよう努力して参ります。宜しくお願ひ致します。



ふじい すすむ
藤井 進 昭和23年8月25日生
札幌支部 平成14年10月15日入会
事務所 札幌市清田区清田6条2丁目13番10号
TEL 011-886-8138
FAX 011-886-8138

〈コメント〉

この度、北海道行政書士会会員の仲間入りをする事ができ、大変光栄に思っています。今後は、先輩に負けぬよう努力していきますので、御指導の程、よろしくお願いいたします。



たにぐち はるみ
谷口 はるみ 昭和28年7月15日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 札幌市西区八軒6条東1丁目3-3
イーグルホームビル1-3階
TEL 011-631-8622
FAX 011-631-8623

〈コメント〉

実務経験に乏しく、先輩諸氏のお力添えを頂きながら少しずつ仕事をしています。よろしくお願いいたします。



なかがわ さとし
中川 智 昭和38年12月10日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 札幌市西区八軒4条東4丁目3番1
ロピア琴似八軒202号
TEL 011-615-8476
FAX 011-615-8476

〈コメント〉

日々研鑽に励み、お客様の信頼に応えられる行政書士となるのが目標です。よろしくお願いいたします。



ごとう ゆうさく
後藤 勇作 昭和14年6月18日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 札幌市西区二十四軒4条2丁目7番21号
TEL 011-611-0608

〈コメント〉

9月に行政書士会に入会いたしました。実務経験がありません。早く一人前の行政書士になるため日々勉強中です。諸先輩皆様のご指導を賜りますようお願い申し上げます。



やぶした まもる
藪下 守 昭和15年7月6日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 札幌市西区宮の沢1条4丁目2番1-407号
TEL 011-666-5001
FAX 011-666-5001

〈コメント〉

諸先輩のご指導を頂きながら依頼者には、誠実、迅速を旨として対応したいと考えております。よろしくお願いいたします。



かみたに さだつぐ
神谷 貞次 昭和17年1月1日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 千歳市旭ヶ丘3丁目10番4号
TEL 0123-26-1390
FAX 0123-26-1390

〈コメント〉

終生現役を目指し、常に意欲的に自学研鑽に努め、微力ながら社会に貢献したい。



さいとう よしのぶ
齋藤 喜信 昭和36年4月27日生
札幌支部 平成14年9月2日入会
事務所 北広島市西の里東3丁目4番地9
TEL 011-374-3615
FAX 011-374-3616

〈コメント〉

会費6,000円と引き換えに禁煙を始めることができました。たいへんありがたいことだと思っております。Uターン組です。宜しくご指導下さい。



くほ たかひろ
久保 孝浩 昭和53年11月28日生
函館支部 平成14年9月2日入会
事務所 亀田郡大野町字向野27番地の31
TEL 0138-77-5056
FAX 0138-77-5056

〈コメント〉

社会に貢献できるよう身近な町の法律家を目指して努力したいと思っております。宜しくお願ひ致します。



ひさすえ しめす
久末 示 昭和6年11月23日生
函館支部 平成14年9月2日入会
事務所 函館市高丘町26番13号
TEL 0138-57-2513
FAX 0138-57-2513

〈コメント〉

北海道行政書士会員、事務局職員の皆様、9月2日再登録した函館支部の久末です。今後お世話になります。約5年間ブランクありますが、さらに研鑽を重ね専門業務を会得し、一層の仲間の交流を深め、よろしくお願いいたします。



あさり かなめ
浅利 要 昭和10年5月7日生

函館支部 平成14年9月2日入会
 事務所 函館市堀川町1番2号
 TEL 0138-54-1570
 FAX 0138-54-1571

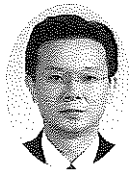
〈コメント〉
 行政書士と云う新しい仕事をきっちりと見極め公共的責任を常に念頭において仕事に取り組んで行きたい。ご指導のほど宜しくお願いいたします。



つかもと よしひろ
塚本 良浩 昭和16年9月12日生

旭川支部 平成14年9月2日入会
 事務所 空知郡中富良野町字中富良野市街地
 TEL 0167-44-2650
 FAX 0167-44-2310

〈コメント〉
 9月に旭川支部に入会しました塚本と申します。どうぞ、諸先生のご指導、ご教示の程、宜しくお願い申し上げます。



さとう さとし
佐藤 聡 昭和39年11月10日生

旭川支部 平成14年9月2日入会
 事務所 旭川市川端町3条4丁目1番16号
 TEL 0166-59-7770
 FAX 0166-59-7771

〈コメント〉
 はじめましてどうぞ宜しくお願い致します。友情がモットーのラフな男でございますので、末永いおつき合いの程、お願い申し上げます。若い分はりきって頑張ります！



ながみね せいさく
長峯 清作 昭和16年12月7日生

旭川支部 平成14年10月2日入会
 事務所 上川郡東川町南町1丁目4番6号
 TEL 0166-82-2165
 FAX 0166-82-2165

〈コメント〉
 日常での諸問題や利害から悩み事の相談者として、地域の方々から信頼される行政書士になるよう努めます。



わたなべ まさあき
渡邊 正彰 昭和17年3月21日生

旭川支部 平成14年10月2日入会
 事務所 旭川市宮前通東4155番地の1
 ワタナベビル2F
 TEL 0166-35-7171
 FAX 0166-35-4747

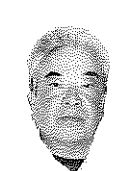
〈コメント〉



なかがわ あつよし
中川 篤嘉 昭和27年8月27日生

網走支部 平成14年9月2日入会
 事務所 北見市三楽町12番地の1
 TEL 0157-22-3492
 FAX 0157-22-3505

〈コメント〉
 宅兼業を兼業し新築、中古住宅の販売や土地の売買などの仲介をしています。札幌には毎月出掛けます。



たむら たけじ
田村 武治 昭和13年7月5日生

十勝支部 平成14年9月2日入会
 事務所 河西郡芽室町西1条1丁目7番地
 TEL 0155-62-3288
 FAX 0155-62-3288

〈コメント〉
 この度皆様の仲間入りすることになりました。初心にかえり誠心誠意努力して参りますのでよろしくお願い致します。



やぎぬま しょういち
柳 沼 正一 昭和6年1月2日生

十勝支部 平成14年9月2日入会
 事務所 河東郡音更町大通12丁目10番地
 TEL 0155-42-5375
 FAX 0155-42-5375

〈コメント〉
 皆様の仲間入りをさせて頂きます。何しろ難しい世の中なので、周りには不安定がいっぱい。ご指導の程よろしくお願い致します。



つかだ こうぞう
塚田 高三 昭和23年2月24日生

釧路支部 平成14年9月2日入会
 事務所 釧路市鳥取北4丁目5番26号
 TEL 0154-51-9788
 FAX 0154-51-9747

〈コメント〉
 札幌国税局勤務を最後に、平成10年8月より税理士を開業。この度資格取得により兼業することとなりますが、よろしくお願い致します。



本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
H14. 9. 5	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H14. 9. 10	会報編集委員会	15:00~17:30	本会役員室
H14. 9. 18	会報編集委員会	15:00~17:30	本会役員室
H14. 10. 1	正副会長会	11:00~14:00	ホテルクレスト札幌
H14. 10. 1	街頭無料相談会	10:00~15:30	札幌駅地下街 アピアライラックホール
H14. 10. 1	行政書士110番	10:00~16:00	本会事務局
H14. 10. 4	常任理事会	13:00~17:00	エルム会館
H14. 10. 10	行政書士登録調査委員会	15:00~17:00	本会役員室
H14. 10. 17	会報編集委員会	15:00~17:30	本会役員室
H14. 10. 18	中小企業経営セミナー	13:00~17:00	きょうさいサロン
H14. 10. 22	中間監査	10:00~17:00	本会役員室
H14. 10. 23	中間監査及び監査講評	10:00~17:00	本会役員室
H14. 10. 23	常任理事会	13:00~15:00	エルム会館
H14. 10. 23	常任理事会	17:00~18:00	本会役員室

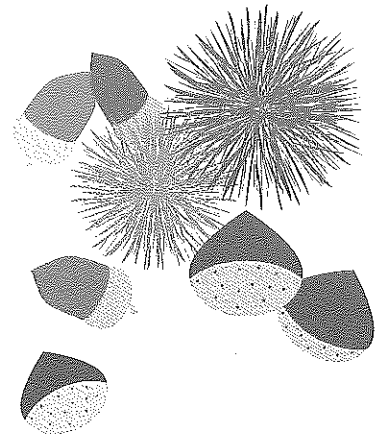
支部業務研修会開催状況

支 部	開催年月日	開 催 場 所	研 修 科 目	講 師	人数
札幌	H14. 9. 4	札幌市 かでの2・7	・電子申請について	北海道行政書士会 苫小牧支部会員 佐藤 文則 北海道行政書士会 札幌支部会員 斉藤 雅紀	82
	H14.10.22	札幌市 かでの2・7	・風俗営業許可申請について ・古物営業許可申請について ・警備業について	北海道警察本部 渡邊 隆夫 北海道警察本部 中村 修	76
小樽	H14. 9.21	小樽市 小樽市生涯学習プラザ	・実務に対応する建設業許可・経営事項審査申請及び委任状について	北海道行政書士会 小樽支部副支部長 大淵 勝敏	11
	H14. 9.27	滝川市 滝川ホテル三浦華園	・平成13年・14年における商法改正について	北海道行政書士会 札幌支部長 板垣 俊夫	5
	H14.10.12	小樽市 北海道職業能力開発大学校	・行政書士業務に対応するパソコン教室	北海道職業能力開発大学校 工学博士 佐藤 龍司	11
	H14.10.19	小樽市 小樽市生涯学習プラザ	・公証業務の現況について	小樽公証役場 公証人 竹川 武	11
空知	H14. 9.27	滝川市 滝川ホテル三浦華園	・商法改正について(H13・H14)	北海道行政書士会 札幌支部長 板垣 俊夫	22
	H14.10.20	妹背牛町 妹背牛温泉ベベル	・著作権について ・情報ボックスの使い方	北海道行政書士会 札幌支部長 板垣 俊夫 空知支部会員 計良 隆司	16
旭川	H14. 9. 7	旭川市 旭川市ときわ市民ホール	・改正行政書士法と今後の展望	北海道行政書士会 会長 佐藤 隆一	27
	H14.10.18	上川町 層雲峡ホテル大雪	・遺言書作成実務のケーススタディ 他	北海道行政書士会 副会長 佐藤 聡	23
十勝	H14. 9.27	幕別町 幕別町百年記念ホール	・代理・代理権・代理行為と改正行政書士法1条の3	北海道行政書士会 札幌支部会員 篠原 賢吾	21
釧路	H14. 9.28	釧路市 釧路市交流プラザさいわい	・最近の消費者をとりまく実態	釧路市消費者協会 会長 小笠原和子	11
根室	H14. 9. 7	標津町 ホテル川畑	・代理権についての検討	北海道行政書士会 根室支部理事 川畑 二郎	5

「初冬の幣舞橋」

旧釧路川の河口に架かる幣舞橋は、札幌の豊平橋、旭川の旭橋と並んで道内三大名橋に数えられています。晩秋に見られる夕焼けは美しく、橋の上から目の前に広がる釧路港と太平洋を背景に天空まで真紅に染めるダイナミックな光景は全国に知られています。四季それぞれを表わす四体のブロンズ像を配した現在の幣舞橋は昭和51年（1976年）に架けられた2代目の永久橋で、明治33年（1900年）の初代幣舞橋から数えて5代目の歴史があります。表紙は「春」の像（作：船越保武）です。

（画 札幌支部 神田 務 会員）



INDEX

目次

Shibu.com ~支部ドットコム~「特集 釧路」	2~4
特集 ほっぶ・すてっぶ・じゃんぶ	
はじめに	5
消費者契約法講座(制度・趣旨・運用)	6~7
著作権法講座	8~9
農地法講座	10
中学生の体験学習	11
無料相談会報告	12
中小企業セミナー報告	12
外国人無料相談会報告	13
新入会員研修会アンケート	13
風俗営業許可申請の概要 第5回	14~15
コラム	15
電腦行政書士通信	16
無料相談会・研修会報告	17
平成15・16年度北海道開発局及び北海道関係	
競争入札参加資格審査申請説明会開催のお知らせ	18~19
行政書士法施行規則第9条第4項に基づく記名押印について	19
ご注意くださいこと・おわびと訂正	20
新入会員	21~22
本会の主要行事	23
忙中閑有	24

2002. 11 第253号

平成14年11月25日発行

発行人	佐藤隆一
編集人	鹿野ひとみ
編集委員	田中浩貴
編集委員	西直人
編集委員	斉藤秀一
発行所	北海道行政書士会
印刷所	(株)スリーエス印刷

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階
 TEL 代表(011)221-1221・FAX(011)281-4138
 郵便番号 060-0001
 取引銀行 北海道銀行本店 (当19116)
 北洋銀行本店 (普0742651)
 北洋銀行札幌南支店 (普0570344)
 札幌銀行本店 (普389444)
 振替口座 02730-0-8224番

次号の記事の締切は11月末日です。

忙中閑有

一年経つのは早いものでまた今年も10月末の日曜日に行政書士の試験があり、試験監督をしてきた。昨年こそ用事があつてお手伝いできなかったのだが、一昨年、今年とやってみて受験者の増加に驚いた。しかし、受験者の真剣な面持ちには心を動かされる。どのようなきっかけでこの試験にたどり着いたのか知る由もないが、それぞれに事情や動機があるからなのだろうと思いつつ見ている。

どうにも逃げられない受験という事実が目前にあり一旦それを自分自身が認めたなら、その先はどんなにつらくとも苦しくとも目をふせようともその現実が目前にいつもぶらさがってくる。

その現実をイソップ童話のキツネみたく「あのブドウは本当はずっぱかったんだ」などと自分に都合よく解釈しようとも現実は現実である。

受験生はまさにその現実と必死で対峙している人間であり、その姿に心を打たれるのである。

北朝鮮の問題が毎日報道されている。拉致被害者の方々の顔が最初に飛行機を降り、家族と会い、懐かしい人々と会っていく中で顔の表情がどんどん変わっていく。日朝国交正常化交渉が不調に終わったときからまた顔の表情が曇ってきた。当たり前である。

ある日、突然連れ去られて、知らない言葉の国での生活を余儀なくされ、そこで落ち着き子どもができ、なのに突然また日本に戻され、家族と離れ離れになる。

この現実をあの5人の方々はどのように受け止めているのだろうか。心中察するに余りある。

しかし、運命に翻弄され続けている彼らは以外にも泣き叫んだりわめいたりしない。自分ではどうにも変えられない運命を冷静に見ているような気がする。

だからこそ、人は心を打たれる。本当ならもっと感情をむき出しにしてこんなに私の人生は変えられたんだとか、家族と会いたいから北朝鮮に帰してくれとか、もっともっと主張してもよいのではないかとも思う。

自分の主張ばかりを声高々に叫ぶ人間が多い昨今、彼らが今微妙な立場に置かれ声を出すこともできない状況に人々は同情し、エールを送るのであろう。

(文責 鹿野 ひとみ)

会員数の概要

(名)

総会員数		前年同月比	前月比
1,380		+ 34	+ 1
男性	1,286		
女性	94		

平成14年10月末日現在